

議案第26号

米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

米原市地域包括支援センター条例（平成27年米原市条例第6号）を介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第5項に基づく地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例に整理するため、この案を提出するものである。

米原市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

米原市地域包括支援センター条例（平成27年米原市条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）の人員および運営に関する基準を定めるものとする。

第2条の見出しを「(基本方針等)」に改め、同条第2項中「運営協議会」の次に「(米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）別表第1に規定する米原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 基幹型地域包括支援センターは、センター間の総合調整および後方支援等を行うものとする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(人員に関する基準)」に改め、同条第1項中「一のセンターが担当する区域」の次に「に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として基幹型地域包括支援センターにあつては次のとおりとし、その他のセンターにあつては当該区域」を加え、同条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市地域包括支援センター条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p><u>米原市地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）の人員および運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p><u>(基本方針等)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2 センターは、米原市地域包括支援センター運営協議会（米原市附属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）別表第1に規定する米原市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 基幹型地域包括支援センターは、センター間の総合調整および後方支援等を行うものとする。</p>	<p><u>米原市地域包括支援センター条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 市は、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定により、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(基本方針)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>2 センターは、米原市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p><u>(事業)</u></p> <p><u>第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業</u></p> <p><u>(2) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）および同条第2項各号に掲げる包括的支援事業</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1条に定める趣旨に則した題名に変更することに伴う改正 ・介護保険法第115条の46第5項に基づく地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例に整理するため、第1条を趣旨に変更することに伴う改正 ・見出しの変更に伴う改正 ・米原市附属機関設置条例の別表第1に米原市地域包括支援センター運営協議会の設置根拠を定めることに伴う改正 ・基幹型地域包括支援センターの役割を追加することに伴う改正 ・地域包括支援センターの人員および運営に関する基準を定める条例とすることから事業に関する規定を削除する改正

<p>(人員に関する基準)</p> <p><u>第3条</u> 一のセンターが担当する区域に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として<u>基幹型地域包括支援センター</u>にあっては次のとおりとし、<u>その他のセンター</u>にあっては当該区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、センターは、<u>法第115条の45第1項第2号および厚生労働省令で定める事業について必要に応じて実施するものとする。</u></p> <p>(職員の基準および員数)</p> <p><u>第4条</u> 一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員およびその員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(<u>地域包括支援センター運営協議会の設置</u>)</p> <p><u>第5条</u> センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るため、<u>米原市地域包括支援センター運営協議会を置く。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見出しの変更に伴う改正 ・第3条削除に伴う条の繰上げ ・基幹型地域包括支援センターの人員配置基準を追加することに伴う改正 <ul style="list-style-type: none"> ・米原市附属機関設置条例の別表第1に米原市地域包括支援センター運営協議会の設置根拠を定めることに伴う改正 ・第3条および第5条削除に伴う条の繰上げ
---	--	---